厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 27 日
厚生労働省
年金局年金課

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年１月９日（金）から同年２月９日（月）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	改定することで、一般人にメリットはありますか？	○　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）は、給料から厚生年金保険料（以下「保険料」という。）が天引きされたにもかかわらず、事業主から届出や保険料納付がないために被保険者の年金記録がない事案について、被保険者の保険料が給料から天引きされた事実を重視し保険給付を行いつつ、事業主に対して時効（２年間）消滅後であっても、事業主が納付すべきであった保険料を任意で納付することができることとするものです。

		○　同法第２条第１項又は第３項の規定に基づき、本省令案では、同条第１項に規定する対象事業主等が支払うべき特例納付保険料の額を定めています。特例納付保険料の額は、当該特例納付保険料に係る期間に対応する未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額とされており、この加算は、 ・　毎月保険料を納付していただいている事業主との均衡や、 ・　年金積立金として運用されなかったことによる機会損失 等を鑑みて設定されたものであり、今回の改正は年金制度の公平性・持続可能性に資するものとなります。

※上記のほか、３件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。